様式第1号(第５条関係)

浄化槽等整備施設設置申込書

令和　　年　　月　　日

受 付

安芸高田市長　様

申　請　者　　住　　所

氏　　名

電話番号

安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例(平成16年安芸高田市条例第164号)第5条第1項の規定により、施設の設置を行ないたいので、次のとおり申込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　置　場　所 | 安芸高田市 | 町 |
| **※設置地番の地籍図を添付してください** |
| 住宅所有者住所氏名 |  | |
| 土地所有者住所氏名 |  | |
| 予 定 施 工 業 者 |  | |
| 施 工 希 望 時 期 | 年　　　月頃 | |
| 使　 用 　水 　源 | □上水等　　□井戸水等　　□併用　　□その他 | |
| 家 屋 の 面 積 | m2又は、　　　坪 | |
| そ　　　の　　　他 |  | |

**※裏面の条件に同意の上，申し込みください。**

**公共浄化槽の条件**

１．設置する浄化槽が人槽算定で12人槽以下であり，流入水の水量を人槽×200ℓ/日以下，流入水のBOD濃度を200㎎/ℓ以下に制限できること。

２．設置する小型合併処理浄化槽及びブロワーは市の所有とすること。

３．浄化槽の設置場所が十分にあり，その土地を無償で使用することを承諾できること。

４．浄化槽管理のため，市職員並びに市長が管理委託契約した業者が，敷地内に立入ることを了承すること。

５．浄化槽法に規定された浄化槽であり,浄化槽法等を遵守すること。

６．浄化槽設置について，農地法等関係諸法の手続きを行っていること。（浄化槽を設置する部分が登記上で農地でないことなど）

７．浄化槽への未接続が無いよう，全ての生活雑排水を接続すること。（例として，汲取り便所を１つ残す等はできません。未接続部分がある場合は取壊すこと）

８．浄化槽工事の放流ポンプ・耐荷重用蓋への交換，美土里・高宮地区を除く支柱工事の費用は個人負担とすること。

９・施設使用における電気及び水道水の使用に係る経費は，使用者の負担とすること。（ブロアーの電気代金及び清掃時に補充する水の負担など）

10．安芸高田市浄化槽整備施設の設置管理に関する条例・規則を遵守すること。

　（排水設備の新設・増設・改築・撤去の際は申請が必要であるなど）

　　※事業所において使用する場合は、市が貸与するメーターを設置すること。

11．浄化槽の放流先における問題**（特に浄化槽への逆流）**や関係者との間に紛争を生じないように努め，問題や紛争が生じた場合は責任をもって解決すること。

12．浄化槽設置後，１年以内に使用を開始すること。

13．使用開始後は，市に使用料金を支払うこと。

**※以上の条件を同意のうえで公共浄化槽の事業を実施していただきますようお願いします。**